

福井市監査告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定並びに福井市監査基準（令和2年福井市監査告示第20号）により監査を実施したので、同条第9項の規定及び福井市監査基準により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年12月27日

|         |    |    |
|---------|----|----|
| 福井市監査委員 | 谷川 | 秀男 |
| 福井市監査委員 | 浅野 | 信也 |
| 福井市監査委員 | 八田 | 一以 |
| 福井市監査委員 | 福野 | 大輔 |

1 監査の種類

定期監査（所属別定期監査）

2 監査の対象

(1) 対象所属等

福祉部

福祉事務所

福祉政策課（福祉総合相談室）、生活支援課、障がい福祉課、子ども福祉課及び子育て支援課

保健衛生部

健康管理センター及びワクチン接種推進課

(2) 監査範囲

ア 福祉部

令和3年度及び4年度（8月末分まで）（障がい福祉課、子ども福祉課及び子育て支援課にあっては、令和2年度を含む。）の財務事務及び事務事業等の執行状況

イ 保健衛生部

令和3年度及び4年度（8月末分まで）（ワクチン接種推進課  
にあつては、令和2年度を含む。）の財務事務及び事務事業等の  
執行状況

### 3 監査の着眼点（評価項目）

- (1) 財務事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に適合し、本市を取り巻く社会状況や市民ニーズに合致しているか。
- (2) 経済的かつ効率的な事業実施に向け、各事業の取組について検証を行っているか。

### 4 監査の実施内容

#### (1) 監査の方法

監査に当たっては、財務関係諸帳簿及びあらかじめ所属等に提出を依頼した監査資料を調査するとともに、関係職員からの聴取及び  
実地調査を実施した。

#### (2) 監査の実施期間

令和4年10月5日から同年12月19日まで

### 5 監査の結果

上記1から4までに記載したとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが、おおむね認められた。ただし、指摘事項として掲げた事項については、改善の必要があると認めたので、速やかに是正措置をとられたい。

なお、注意とした事項があるが、監査の過程において触れたので省略する。

（指摘事項）

災害援護資金貸付金の未償還額について、原資を負担した国や県に市が償還している。そのために未納者から返済されない場合、そのまま市の負担となるが、元利金及び違約金に係る未収入金について、長期間にわたり調定事務が行われていなかった。また、債権管理に必要な書類や情報が十分整理されていなかった。

今後は、収入事務の重要性に鑑み、調定を含む債権管理に係る事務を適切に行われたい。

【福祉部福祉事務所福祉政策課】

(指摘事項)

福井市民生児童委員協議会連合会専任職員補助金について、補助対象外である経費を含めて算定していたことから、補助要綱で定められた算定額を超えて補助金が支払われていた。

今後は、補助要綱及び補助対象団体から提出された関係書類を精査した上で補助金の交付事務をされたい。

【福祉部福祉事務所福祉政策課】

(指摘事項)

健康管理センターの財産貸付けに係る収入事務において、徴収額の誤りにより徴すべき金額を徴していなかった。また、調定及び納付書発行の大幅な遅れ、さらに収入未済の確認漏れが見受けられた。

今後は、収入事務の重要性に鑑み、誤りがないよう関係要領、契約書に基づき適切に調定及び納付書発行を行った上で、収入状況を十分確認されたい。

【保健衛生部健康管理センター】